

「北本市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画・改訂版）及び北本市食品ロス削減推進計画（案）」に対するパブリック・コメント結果

No.	意見の内容（要約）	市の考え方（回答）
1	<p>焼却ゴミの約半数を占めている「紙・布類」について、布ゴミのリユースの拡大の施策として、洋服の回収の機会を増やし、集めてフリーマーケットや譲渡会、寄付などを行うのはどうか。</p>	<p>本計画のもと、紙・布類の更なる資源化に向けて取り組みを推進してまいります。意見として参考にさせていただきます。</p>
2	<p>食品ロス削減に向けて、小売店側の食品の販売方法と住民の購入したい量のニーズが合っているのかが気になりました。世帯の構成人数や買いたい量のニーズ、小売店の所在（多い地区、少ない地区）などのデータを踏まえたうえで、小売店側にとっても消費者側にとっても”ちょうどいい”売り方、売られ方を考えられたらいいと思う。</p>	<p>本計画のもと、食品ロス削減に向けて、食べ残しの発生抑制や手つかず食品等の有効利用に向けた取り組みを推進してまいります。意見として参考にさせていただきます。</p>
3	<p>容器包装プラスチックの回収回数拡大事業について、容器包装(資源)類の回収回数の変更前と変更後で、回収量はどのように変化したのか可視化するため、回収量の表もしくはグラフを記載してください。(現時点で調査していない場合は、調査後に別途公表してください)</p>	<p>本計画には記載しておりませんが、平成27年度から令和元年度までのごみ種別のごみ処理量の状況は別途北本市ホームページで記載しております（「北本市のごみ量を公表します」）。</p> <p>容器包装プラスチックの回収回数は平成29年度から拡大しており、変更前と変更後での比較は可視化しておりますので、ご確認いただくことができます。</p>
4	<p>生ごみ処理機購入費補助金・ダンボールコンポスト普及啓発事業について</p> <p>1. 生ごみ処理機購入費補助金制度はいつから始まったのか記載してください。(容器包装プラスチックの回収回数拡大事業（H29）のように後ろにかっこ書き)</p> <p>2. 生ごみ処理機購入費補助金の普及</p>	<p>計画名の後ろのかっこ書きは、本計画期間中に新たに開始した取り組みについて特に記載しております。かっこ書きのない事業は計画開始以前から計画期間を通じて継続している事業となります。</p> <p>現在の生ごみ処理機購入費補助金制度は平成12年に始まっております。ですが、それより以前にも生ごみたい肥化の試みがあ</p>

	<p>啓発はいつから始まったのか記載してください。</p> <p>3. これまでの普及啓発の実績を可視化するため、生ごみ処理機購入費補助金の利用人数と利用金額合計を年度別にした表もしくはグラフを記載してください。</p> <p>4. これまでの具体的な普及啓発活動を表で一覧にして記載してください。</p>	<p>り（コンポスト容器配布等）始期の特定が困難であるため、計画には記載しません。</p> <p>普及啓発の実績等の記載については、北本市のホームページに掲載することについて今後検討してまいります。</p>
5	<p>市民講座「ごみのゆくえ」についてこれまでにどのくらいの方が参加したのか可視化するため、開講数とそれぞれの参加人数を表で一覧にして記載してください。</p>	<p>市民講座については、市が主催し参加を募る性質のものではなく、市民の求めに応じ、用意された会場で職員が講義を行う性質のものであるため、参加者名簿等は頂いておりませんが、ご指摘の数については今後検討してまいります。</p>
6	<p>効率的な使用済小型家電の収集について、これまでの回収実績を可視化するため、年度ごとの回収数を表もしくはグラフで記載してください。</p>	<p>使用済小型家電については大きく資源回収された資源物の一部として特に別表記しておりません。資源回収においては、紙、布、缶、ビン等が圧倒的割合を占めていることもあり、使用済小型家電を特に別記することについては今後検討してまいります。</p>
7	<p>スマートフォン向けごみ分別アプリケーションの導入について、これまでにどの程度の認知度なのか可視化するために、市民のうちアプリのことを知っている人数、利用している人数をそれぞれ記載してください。（現時点で調査していない場合は、調査後に別途公表してください）</p>	<p>本市が採用する「全国ごみの日ナビ」は北本市単独に向けて開発されたものではないため、北本市民のダウンロード数については把握できません。</p> <p>市民への認知度拡大については周知啓発の取り組みを推進してまいります。</p>
8	<p>ごみ散乱防止対策の推進ごみ出し違反シールの導入について、これまでの違反シール貼付数とその推移を可視化するため、地域別で一定期間ごとの違反シール貼付数の表もしくはグラフを</p>	<p>ごみ出し違反シールは違反件数の集計を目的とするものではなく、排出者個人に対してごみ出しルールの違反行為を明示・教示する目的で導入しております。導入以前と比して、違反ごみの発生個所に市職員が赴</p>

	記載してください。	いても排出者による自主的な回収がなされた後である事例が多くみられるようにはなっていますが、違反ごみの集計・公開は現在のところ予定しておりません。
9	<p>北本市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画）の記載について、第5章 計画の推進に「本計画策定後は、毎年度評価や見直しを行う」との記載があります。</p> <p>1. 北本市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画）を推進してきた、これまでの毎年度の評価と見直しの概要を表で一覧にして記載してください。</p> <p>2. これまでの毎年度の評価と見直しの詳細はどこで見ることができるか記載してください。</p>	本計画の評価と見直しについては、第5章「計画の推進」また本計画に基づいて毎年度ごとに策定する北本市一般廃棄物処理実施計画で行っております。実施計画は毎年度当初にホームページで公開しております。
10	11 頁の表 2-3「年齢別（5歳階級）人口分布」について平成 27 年国勢調査のものになっています。すでに令和 2 年度の国勢調査結果が出ているはずなので更新してください。合わせて結果に基づいて文章も修正してください。	本計画の数字は最新の「北本の統計」の数字で作成しております。令和 2 年度国勢調査結果については、以降の改定時に反映してまいります。
11	12 頁の表 2-4「事業所数及び従業者数の推移」、図 2-7「事業所数及び従業者数の推移」について、平成 28 年度までしか掲載されていませんが、令和 2 年の経済センサス基礎調査の結果が出ているはずなので、掲載してください。合わせて結果に基づいて文章も修正してください。13 頁も同様です。	本計画の数字は最新の「北本の統計」の数字で作成しております。令和 2 年経済センサス基礎調査結果については、以降の改定時に反映してまいります。
12	23 頁、第五次北本市総合振興計画（平成 28 年 12 月）として基本事業の構成が掲載されていますが、前期計画のままになっています。後期計画に合わせて修正してください。	ご指摘の通り修正します。
13	29 頁の表 3-6「焼却処理量及び焼却残	埼玉中部環境保全組合の事業であるため本

	<p>さ量の推移」について、他自治体からの受託処理量を明示してください。</p>	<p>計画では取り上げません。埼玉中部環境保全組合のホームページをご参照ください。</p>
1 4	<p>32 頁について、これらの取組の成果がわかるよう、具体的な実績（数値）を明示してください。</p>	<p>第 4 次計画の中間目標値の達成状況については P38 表 3-12 を確認ください。具体的な実績（数値）の記載はありませんが、第 5 章「計画の推進」において事業、取組を記載しています。</p>
1 5	<p>34 頁。一人 1 日当たりのごみ排出量について、ごみ量増加の要因を新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活様式の変更としていますが、新型コロナウイルスの発生前である令和元年度から増加しています。少なくとも、令和元年度まで「順調に減らせていた」わけではありません。ごみ排出量が減少しないのは、他にも要因があるはずです。きちんと分析してください。</p>	<p>ごみ量増加の理由については埼玉県報道発表及び第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画に基づいて記載しております。</p> <p>ごみ量の増加について、他にも多くの要因と考えられるものはあることは承知しておりますが、本計画期間中において最も大きいごみ量増加の要因とみられる新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活様式の変更について特に記述しました。</p> <p>今後の推移を注視し、検討してまいります。</p>
1 6	<p>ごみ処理量及びごみ処理経費について、本市の数字だけを記載してもそれが適正なのかどうかわかりません。近隣市や埼玉県全体の数字と比較してください。（39 頁には「ごみ排出量は、減少傾向にあり、県の平均と比較しても少ない水準」と記載されていますが、県平均がどのくらいなのかわかりません。）</p>	<p>県内市町村の廃棄物処理量及び経費の比較には埼玉県が公開している一般廃棄物処理事業の概況をご参照ください。</p>
1 7	<p>38 頁、44 頁。事業系ごみ排出量について、すでに令和 7 年度の目標値を達成しているのであれば、さらなる削減を目指し、新たな目標を設定すべきです。</p>	<p>本計画は一般廃棄物処理基本計画第 4 次計画の一部改定であるため目標の再設定は行いません。第 5 次計画で検討していきます。</p>
1 8	<p>「ゼロカーボンシティ宣言」をしましたが、そのことが一切触れられていません。ごみの減量化はゼロカーボンの観点からも重要であり、今まで以上に</p>	<p>政府は 2050 年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、今後は脱炭素社会への転換が期待されています。本市においても「ゼロカーボンシティ宣言」が行われてお</p>

	<p>ごみの排出量を削減する取組が必要なはずです。ゼロカーボンシティを目指すにあたり、ごみの減量化や処理の在り方はどうすべきなのかを本計画で示すべきですが、示せない場合でも早急に示すことを明記すべきです。</p>	<p>り、廃棄物分野においても脱炭素社会の形成に寄与する施策が求められていることはご指摘の通りです。</p> <p>今後、国、県の計画改定を注視しつつ次期の北本市温暖化対策実行計画において検討してまいります。</p>
19	<p>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されましたが、この法律への対応について42頁のその他の課題に記載しておくべきです。</p>	<p>本計画の上位計画の改定に合わせて反映してまいります。また法律への対応として北本市分別収集計画を改定する予定があります。</p>